

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

石岡市基本構想基本計画策定支援業務委託プロポーザルについて、次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 1 日

石岡市長 谷島 洋司

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 石岡市基本構想基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「石岡市基本構想基本計画策定支援業務仕様書」に記載する業務
- (3) 委託料の上限額

令和 2 年度	6,600,000 円
令和 3 年度	9,000,000 円
合 計	15,600,000 円

(いずれも消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日

2 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで、有資格者としては取り扱わないこととする。

ア 「令和 2, 3 年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請有資格者名簿」に登録されている法人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。

ウ 石岡市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。

エ 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

オ 石岡市暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 11 日石岡市条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力

団及び暴力団員又は暴力団員等に該当するものでないこと。

カ 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

## (2) 失格要件

応募者が参加表明書を提出した日から契約締結の日までに、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがあるので留意すること。

ア 企画提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。

イ 市から指名停止処分を受けたとき

ウ 本プロポーザル（書類審査）実施要領に示す条件に適合しない場合

エ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合

オ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされたとき。

カ 選定委員会の委員に連絡を求めるなど、視差の公平性を害する行為があったと認められたとき。

キ その他本プロポーザル（書類審査）実施要領に違反すると認められた場合

## 3 参加手続等

### (1) 事務局

石岡市市長公室政策企画課 担当 渡辺・海老澤・船渡

郵便番号 315-8640

住 所 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

電話番号 0299-23-1111（代表）

FAX番号 0299-22-5276

電子メール [kikaku@city.ishioka.lg.jp](mailto:kikaku@city.ishioka.lg.jp)

### (2) 参加意思表明書の提出

ア 提出書類 参加意思表明書 1部（様式第1号）

イ 提出期限 令和2年7月15日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

担当部署へ持参または郵送で提出すること。（持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時00分までとする。）

## 4 その他

プロポーザルに関する詳細は、「石岡市基本構想基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。